

さくら市給食センター整備事業発注支援業務委託
に係るプロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 さくら市給食センター整備事業発注支援業務に係る受注者の選定を適切に行うために、さくら市給食センター整備事業発注支援業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を調査審議したうえで、さくら市教育委員会（以下「教育委員会」という。）教育長に報告する。

- (1) プロポーザルの評価及び受注者の特定
- (2) その他受注者の特定に関し、教育委員会が必要と認める事項

(組織及び委員の任期)

第3条 審査委員会の委員（以下「委員」という。）は、5名以上とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) さくら市小中学校の校長の代表
- (2) さくら市小中学校の校長の副代表
- (3) 教育次長
- (4) 学校教育課長
- (5) 給食センター長
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から翌年の3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 審査委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、教育次長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、随時関係職員を委員会に出席させ、その

意見を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別途定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、さくら市給食センター整備事業発注支援業務に係る委託業者の特定が行われたときに、その効力を失う。